

香川県ダンススポーツ連盟内規

(目的)

第1条 本内規は、社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下、JDSFという）組織統合に伴い香川県ダンススポーツ連盟(以下、本連盟という)の円滑な運営を図ることを目的として、本連盟規約に準じて扱うものとする。

(理事会承認の加盟団体)

第2条 本連盟は、香川県ダンススポーツクラブ（以下、香川DSCという）を、本連盟規約第5条に定める理事会で承認された加盟団体とする。

(香川DSC)

第3条 香川DSCは、旧日本アマチュア競技ダンス連盟香川県支部が解散して移行されたものであり、その構成員となる資格は、JDSF本部の決定に従う。

(香川DSCからの総会構成メンバー)

第4条 香川DSCからの本連盟総会構成メンバーは、区市町村連盟及び地域のJDSF認定サークル（以下サークルと称す）を代表する加盟団体からの総会構成メンバー総数以下の範囲で予め理事会で承認を受けた者とする。

(香川DSC所属会員からの年度会費納入方法)

第5条 香川DSCに所属する会員からの年度会費納入方法は、JDSFが定める方法による。

(業務調停委員会)

第6条 本連盟に、加盟団体から要求があった場合には、理事会と並列の立場で業務調停委員会を設置する。

2 委員は、理事会及び香川DSCにおいて選任する。

3 業務調停委員会は、区市町村連盟及びサークルを代表する加盟団体からの委員と香川DSCからの委員の同数によって組織し、本連盟の組織運営に関し、特に組織統合に起因する問題が生じた場合に、理事会に対して調整を行うものとする。

4 理事会と業務調停委員会とで合意に達しない場合は、JDSF本部に提訴を行い、JDSFの決定を受け、理事会はこれに従うものとする。

(理事選出)

第7条 各公認サークルは、理事候補者を1名ずつ推薦する。

2 理事の互選により会長・副会長を選出する。

3 会長は、若干名の理事を推薦することができる。

4 サークルから推薦されて理事となった代表理事が代わるときは、理事会で承認を得る。ただし、任期は在任期間のみとする。

(公認サークルの認定)

第8条 ダンスサークルから認定の申し込みがあった場合は、理事会をサークル認定会議とし、公認の有無を審議し決定する。

2 定期総会後の新規サークル加入の場合は、代表者が理事会に出席し、理事会で承認されれば準理事として活動できる。準理事は理事会で発言はできるが、議決権はないものとする。

(代議員)

第9条 代議員は、

- 1 サークル 10名以上の場合
10名につき1名の代議員を出すことができる。
端数は切り上げとする。
 - 1 サークル 5名以上10名未満の場合
1名を出すことができる。
 - 1 サークル 5名未満の場合
代議員は出せない。
- 2 代議員として総会への参加資格は4月1日現在会員資格を有する者とする。
 - 3 総会時のサークルへの代議員の割り当は、4月1日までに加入・更新をした人数で割り当てる。

(連盟会員の更新手続き)

第10条 連盟会員の資格は1月1日に始まり、12月31日終了とする。

会費の納入がない場合には会員の資格が消失する。

(休会・退会届)

第11条 公認サークルの休会・退会届は別紙に記入し、理事会へ提出する。公認サークル認定会議を開き、承認する。

(本内規の改廃)

第12条 本内規の改廃は、本連盟総会での議決を経た後、JDSFによって承認された場合に実施する。

付則 本内規は平成 20年 4月1日から施行する。

付則 本内規は平成 22年 9月11日から施行する。

付則 本内規は平成 23年 4月 1日から施行する。

付則 本内規は平成 24年 5月 27日から施行する。